２０１８年度　政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

＜トピックス＞

１、 領収書のネット公開が一層進んだ。

２０１６年	９議会
２０１７年	３０議会
２０１８年	４９議会（全体の４０％）
２０１９年（現段階の予定）	５７議会（全体の４７％）

２、 ２回目の公開度ランキングにおいて、昨年より「20 点以上上昇」した議会は、６都県、４政令市、１２中核市（全体の２２％）
「変化なし」は３５県、１５政令市、２９中核市（全体の６８％）
全体の７割が変化ないのは、議会に自主的に改革する動きがほとんどないことを示している。

３、不祥事、市民オンブズマンの取り組みをきっかけに公開度アップしたのは下記の通り。
静岡県　＋３３点、奈良県　＋３０点、
仙台市　＋３８点、静岡市　＋３１点、京都市　＋２８点、大阪市　＋２４点、
富山市　＋３０点、岐阜市　＋４５点、尼崎市　＋３０点、奈良市　＋３３点、
那覇市　＋３２点
４０点以上アップしたのは、
大分市　＋５５点、　岐阜市・高槻市　＋４５点、　東京都　＋４３点、

１　政務活動費の情報公開度について、
私たちは、政務活動費（政務調査費）の支出関係情報の公開について、２００２年の全国大会で、都道府県、政令市を対象に、各自治体の政務調査費情報の透明性を調査した。その結果、収支報告書に領収書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも０、政務調査費による視察を行った場合の視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも０。収支報告書の記載に、政務活動費を支出した活動成果の記載のある自治体が都道府県では７、政令市では１で、ほとんどが活動成果の記載すらなされていない、という、透明どころか真っ黒な状況が明らかになった。

これ以降、私たちは、ほぼ毎年、政務調査費の透明性の調査を継続している。２００３年の調査では、初めて京都府が５万円以上の領収書を収支報告書に添付するようになった。２００３年の支出からは、岩手県がすべての領収書を収支報告書に添付することに踏み切った。その後も、領収書を収支報告書に添付し、情報公開制度による開示文書の対象とする、という扱いをする自治体は増加し、２０１２年５月の調査（２０１１年度分の支出を対象）では、４１都道府県と全２０政令市が領収書の全面添付となった。２０１３年の調査では、岡山県以外の４６都道府県が領収書の全面添付を実現し、２０１５年の調査では、ついに４７都道府県がすべての領収書を添付する運用をしていることが明らかになった。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書の記載からわかるのは、せいぜい、政務活動費が、本来許されない事項に支出されたかどうか、ということだけであって、当の支出が、議員や会派のどのような調査研究活動に用いられたのかではない。しかも、一つの議会で年間数千枚から二～四万枚に及ぶ領収書のコピーを取得するためには、情報公開制度による一枚１０円の謄写費用の負担が、情報を遠ざける強力な壁となる。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならないことが明らかだ。

よって、政務活動費情報の公開度を判断する場合には、（１）政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか、（２）政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか、（３）誰もが容易に上記の政務活動費の情報にアクセスできるか、という点から検討することが必要になろう。

そこで、今回は（１）の観点から、①領収証、②会計帳簿、⑤支出マニュアルの公開の有無を、（２）の観点からは、③活動報告書、④視察報告書の公開の有無をそれぞれ対象とし、（３）の観点からは、それぞれの情報が自治体のネット（WEB）で公開されているか、ネットでは公開されていないが、電子情報としてCDRなどの媒体の交付で安価に提供されるか、について調査した。

２　調査対象と基準

対象議会　47 都道府県議会、20 政令市議会および 54 中核市議会（福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市は 2018 年１月１日より中核市に指定された。）　の合計 **121 議会**。

調査方法　各自治体の議会事務局宛にメールで 2018 年４月４日に　質問表を送付。2018 年４月１日現在の状況を質問した。必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を直接確認して加点した。

＜採点基準＞

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。　　100 点満点

（昨年と配点を変更したので、変化なしで点数が下がっている場合がある。）

① 領収書の公開について　（30 点）

（ア） ネットで公開している　１５点、　　ＣＤ等でデータを提供　５点

紙で公開　　０点。

ネットで公開している場合には、公開に費用はかからないため、１５点を配した。情報を PDF ファイルの形で電子化し、CD にデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも安価となるため、５点を配した。

（イ）領収書を原本で提出

原本を提出している　　７点、　写しの提出 ２ 点、　議員が黒塗りして提出 ０点。

（「原本または、写しの提出」　は原本提出の義務がないので　２点）

政務活動費の条例は、政務活動費を支給された会派または個人に対し、支出の証拠の領収証等を議長に提出するよう求めている。ところが、領収証の写しの提出で良い、としていた自治体で、受領済み領収証を何枚かにコピーし、日付などを改ざんして提出した、という事件が複数発覚した。このような違法行為を可能にする制度は２点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出することを許す制度のものでは、会派や議員は情報公開条例の当事者にならないから、訴訟を提起しても、黒塗り部分を明らかにすることはできない。そのため、０点とした。

（ウ）支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開　５点、　　一部公開　２点、　　非公開　０点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇傭して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということがある。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。かかる観点からの配点である。

（エ）領収書の閲覧

公開請求が不要　３点、　公開請求が必要　０点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳など）について　（２０点）

（ア）ネット公開

すべて　　10 点、　CD 等で公開　３点　　紙で公開　０点

領収証を１枚１枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は１０点とした。

（イ）提出を義務付けている１０点、　義務付けていない　０点

③　活動報告書について　（２０点）

（ア）ネット公開

すべて　10 点、
CD 等で公開　３点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）がネットで公開　３点
紙で公開　０点

（イ）活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表　１０点
作成を義務付けて、情報公開請求必要　５点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）について報告書の作成を義務付けて、公開請求不要で公表　３点
作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない　０点

④　視察報告書について　（２０点）

（ア）ネット公開

すべて公開　10 点、
CD 等で公開　３点
視察の一部（県外、海外視察のみ）ネットで公開　３点
紙で公開　０点

（イ）視察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表　１０点
作成を義務付け　公開請求が必要　５点
視察の一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け、公開請求不要　３点、
一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け公開請求必要　２点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない　０点

⑤　マニュアル（運用指針など具体的な支出基準を記載したもの）の作成、ネット公開　（１０点）

（ア）作成している	５点	作成していない	０点
（イ）ネットで公開	５点	ネットで非公開	０点

３　調査結果

（１）　最下位の自治体とトップの自治体

（ア）都道府県

最下位	佐賀県	１０点
４６位	埼玉 県	１１点
４５位	香川県	１２点
１位	兵庫県、奈良県	９７点
３位	大阪府	９２点
４位	富山県	９０点

（イ）政令市

最下位	名古屋市	１０点
１９位	横浜市	１２点
１８位	岡山市	１３点
１位	静岡市	９７点
２位	京都市、堺市	９２点
４位	仙台市	６０点

（ウ）中核市

最下位	和歌山市、川口市	１２点
５３位	姫路市	２２点
５２位	川越市	２５点
１位	函館市	１００点
２位	富山市	９７点
３位	郡山市	９５点

昨年と比較して、２０点以上点数を上げたのは、

宮城県　＋23 点、群馬県　＋28 点、東京都　＋43 点、静岡県　＋33 点、奈良県　＋30 点、鳥取県　＋２２点、

仙台市　＋３８点、静岡市　＋３１点、京都市　＋２８点、大阪市　＋２４点、
旭川市　＋２８点、越谷市　＋２７点、横須賀市　＋４０点、富山市　＋３０点、
岐阜市　＋４５点、高槻市　＋４５点、尼崎市　＋３０点、奈良市　＋３３点、
呉市　＋２５点、佐世保市　＋２０点、大分市　＋５５点、那覇市　＋３２点

政務活動費（調査費）の公開は、ほとんどの自治体において、主として領収証や会計帳簿の公開の有無を課題として、議会内で議論されてきた。しかし、政務活動費の公開度の進展は、私たちがかつて行った、情報公開度ランキング（１９９７年～２００８年）調査での、首長部局の改善の速度と比較して、はるかに遅い。その理由は、議会内での政務活動費の開示に向けた議論が、市民目線に立っていないことに尽きる。こうしたことは、それまでも、一応の制度の改善に取り組んできた富山市において、一昨年、組織的とも言える政務活動費の不正支出が明らかになったことが象徴している。つまり、政務活動情報の開示に向けた議会内での議論は、常に、「どこまで情報を公開してなくても良いのか」という後ろ向きの視点をもとにされてきた。だからこそ、「公開しなくても良い部分」あるいは「制度の裏」での不正が繰り返される、という悪循環を産むのだ。こうした悪循環は、都道府県で下位低迷の佐賀県、埼玉県、香川県議会で、政務活動費の不正が取りざたされていることからも裏付けられよう。

トップと最下位との素点の差は、今となってはかなり大きくなっている。だからといって、トップがすぐれている、ということにはならない。私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを採りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がＡ４一枚であろうとも、さらに、一昨年、幾つかの自治体で指摘されたように、数人の視察報告書や調査報告書がほとんど丸写しのものであったとしても、それらをネットで公開していれば、１０点の素点を配点する結果となっている。今回は政務活動費の支出の説明のための器の調査に過ぎないのである。

立派な器に何を盛るかは議員にかかっている。現在のところ、上位の自治体であっても、そこに盛られる料理は、政務活動費という料理の代金にとても見合うものではない、というのが実情ではないだろうか。

（２）　57.9 %の議会が　５０点未満

かなりゆるい今回の調査項目と素点ですら、５０点も採れない自治体が多く存在する。　５０点は、領収証を原本で提出、閲覧ができ、会計帳簿を提

出、活動報告書、視察報告書を公表、マニュアルをネット公開していれば獲得できる点数だ。５０点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということを意味する。

政務活動費の不正がこれだけ多くの自治体で問題となり、市民の関心が高いにもかかわらず、私たちの調査に対して５０点もとれない自治体は、落第というほかない。制度の改善にこれほど不熱心であるということは、所属議員がよほど世論に鈍感か、あるいは政務活動費が公費であることが理解できないか、または政務活動費の透明性を訴える市民を敵視しているかのいずれかでなければ、これほどの怠慢を説明することはできないだろう。

（３）各項目について

領収書のネット公開

・宮城県、群馬県、東京都、富山県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、大分県　１４都府県

・仙台市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市　７市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、福島市、郡山市、高崎市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、岐阜市、岡崎市、大津市、高槻市、尼崎市、西宮市、奈良市、松江市、呉市、福山市、下関市、高松市、高知市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、　２８市

合計４９議会　全体の　40%

一昨年は、９議会、昨年は、30 議会がネット公開されていると報告した。来年度の領収書のネット公開が予定されているのは、京都府、山口県、宮崎県、新潟市、秋田市、長野市、鳥取市、長崎市　の８議会となっている。

現段階で、来年度は５７議会（47%）でネット公開されることになっている。

会計帳簿がネット公開されているのは、38 議会、昨年は１９議会だった。
来年度にネット公開が予定されているのは、京都府、新潟市、鳥取市の　３議会。

活動報告書がネット公開されているのは、28 議会、昨年は１５議会だった。
来年度にネット公開が予定されているのは、群馬県、東京都、京都府、山口県、宮崎県、新潟市、秋田市、長野市　の　８議会。

視察報告書がネット公開されているのは 33 議会、昨年は２０議会だった。
来年度にネット公開が予定されているのは、東京都、京都府、宮崎県、新潟市、秋田市、長野市　の　６議会。

（４）領収書について、

①領収書の原本提出について、

都道府県　３県　、政令市　３市、　中核市　３７市

金額の多い議会ほど原本を出したがらないようだ。　世間では、コピーの領収書で済むところはほとんどない。議会が非常識であることの典型である。

・**領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗り**にして写しを提出しているのは　**愛知県、和歌山県、岡山市の３議会。**

＊愛知県は「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を会派・議員が黒塗りして写しを提出（それ以外の不開示情報は、提出後に黒塗りする)」との回答であった。

＊和歌山県は「（ｂ）写しを提出」の回答だが、議会事務局によると 「支出証拠書類の明細中、どの経費に政務活動費を充てているのか、議員でなければ分からないものがあるため（ｃ）は継続しているのですが、非開示部分について開示請求者に異議申立の機会を与えるためには、非開示の判断を事務局が行う必要があるため実質（ｂ）としています。」という回答であった。

＊福井県は、平成 29 年３月に、「政務活動費マニュアル」を改訂して、議員に非公開部分を「議員がマスキングの上、コピーを提出」としていたが、平成 29 年 11 月 28 日に、市民オンブズマン福井が、領収書の原本の提出などを申し入れた。これに対して、12 月 19 日には県議会で、領収書の原本提出に改善された。

②　支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	０	１	16
一部公開	21	11	15
非公開	26	８	２３

（「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。）

政令市では１議会、中核市では 16 議会の計１７議会が公開し、都道府県、政令市、中核市全体の 14％が公開している。

③　閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書について、情報公開請求を経なければ見られない

のは次の２県、１政令市、および８中核市の議会である。
一昨年は２１議会、昨年は１６議会、今年は１１議会に減少した。

都道府県：　埼玉県、神奈川県、
政令市　：　福岡市、
中核市　：　いわき市、宇都宮市、川口市、越谷市、八王子市、鳥取市、松山市、久留米市、

（５）**会計帳簿の議会への提出状況**

会計帳簿(の写し) または、使途項目ごとの支出一覧表等の提出を義務付けているのは、都道府県では１９都府県、政令市では６市となっている。中核市の議会においては、半数以上の　３４　市で義務付けられている。昨年より、増えている。

（６）**活動報告書・視察報告書の作成義務づけと議会への提出状況**

活動報告書の提出を「**義務付けていない**」または「**義務付けているが非公開**」なのは、都道府県　１２県、政令市　１０市、中核市　３３市　の合計　５５議会。

税金を使って行った政務活動の報告書を作成するという基本的なことさえ半数近くの議会では義務付けていない。

視察報告書の提出を「**義務付けていない**」または「**義務付けているが非公開**」は、都道府県　１０都県、政令市　９市、中核市　６市　の合計　２５自治体。活動報告書より、視察報告書の方が作成提出の義務付け比率が高くなっている。昨年と比べて、公開度はわずかであるが増加している。

（７）**使途基準マニュアル**

政務活動費の**使途基準マニュアルについて、作成していないのは、船橋市、豊田市の２議会のみ。**

ホームページで公開しているのは、１２１議会中、75 市であった。昨年より増加している。

（８）ホームページでは公開していないが、**領収書等をＣＤ・ＤＶＤデータで市民へ提供している**のは、**岐阜県、愛知県、札幌市、豊田市**　の４**議会**であった。

４　結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

私たちが政務活動費について、なぜこれだけこだわるのか、理解できない、という感想を持つ議員もいるだろう。しかし、考えてもらいたい。政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。政務活動費を透明化することに反対するのであれば、政務活動費の交付は不必要だ。

さらに言えば、政務活動費の支出を透明性することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に止めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、政務活動費の支出の透明化に取り組んでもらいたい。

（了）

政務活動費情報公開度採点一覧表（2018年9月公表）

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
秋田県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	27
山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
群馬県	15	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	40
埼玉県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	5	0	11
千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
東京都	15	2	0	3	10	10	0	10	0	10	5	5	70
神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
福井県	0	7	0	3	0	0	0	0	0	10	5	5	30
山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
岐阜県	5	2	0	3	3	10	0	0	0	0	5	0	28
静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
京都府	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
岡山県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
山口県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
佐賀県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37

政務活動費情報公開度採点一覧表（2018年9月公表）

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
熊本県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
宮崎県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
沖縄県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
仙台市	15	2	0	3	10	0	10	10	0	0	5	5	60
さいたま市	0	2	0	3	0	0	0	5	0	0	5	5	20
千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
相模原市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
新潟市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
浜松市	0	7	2	3	0	0	0	0	3	10	5	0	30
名古屋市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
岡山市	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	13
広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
北九州市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	5	15
福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
熊本市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	55
青森市	0	2	5	3	0	10	0	10	0	10	5	5	50
八戸市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
盛岡市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
秋田市	0	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	42
福島市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
郡山市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
宇都宮市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	10	5	5	37
前橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	0	5	5	25
川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	12
越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34

政務活動費情報公開度採点一覧表（2018年9月公表）

	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
柏市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	0	50
八王子市	0	7	2	0	0	10	0	0	0	5	5	5	34
横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
長野市	0	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	42
岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
豊橋市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	0	40
豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
豊中市	0	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	52
高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
枚方市	0	7	0	3	0	10	0	0	0	10	5	0	35
八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
東大阪市	0	7	0	3	10	10	10	10	0	10	5	0	65
姫路市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	5	5	5	65
明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
西宮市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
奈良市	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
和歌山市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
鳥取市	0	7	5	0	0	10	0	0	0	5	5	0	32
松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
倉敷市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
呉市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
福山市	15	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	0	31
下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
久留米市	0	7	2	0	0	10	0	5	0	5	5	0	34
長崎市	0	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	45
佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	0	5	5	0	40
大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	37
那覇市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

政務活動費　公開度ランキング （2018年9月公表）

		領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
順位	議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
1	兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
1	奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
5	静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
5	鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
5	高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
9	東京都	15	2	0	3	10	10	0	10	0	10	5	5	70
9	大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
11	徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
12	三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
13	茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
14	宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
15	京都府	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
15	広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
17	石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
17	沖縄県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
19	岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
19	群馬県	15	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	40
19	山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
19	福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
23	山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
23	福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
23	長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37
26	千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
26	長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
26	熊本県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
29	愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
29	和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
31	北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
31	福井県	0	7	0	3	0	0	0	0	0	10	5	5	30
31	岡山県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
31	山口県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
31	宮崎県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
36	岐阜県	5	2	0	3	3	10	0	0	0	0	5	0	28
36	鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
38	秋田県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	27
39	島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
39	愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
41	新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
41	滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23

政務活動費　公開度ランキング （2018年9月公表）

		領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
順位	議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
43	神奈川県	0	2	0	0	0	10	0	0	0	0	5	5	22
44	栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
45	香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
46	埼玉県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	5	0	11
47	佐賀県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
1	静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	仙台市	15	2	0	3	10	0	10	10	0	0	5	5	60
5	大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
6	神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
7	新潟市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
8	札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
9	相模原市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
10	熊本市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
11	浜松市	0	7	2	3	0	0	0	0	3	10	5	0	30
12	広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
13	千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
13	川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
15	さいたま市	0	2	0	3	0	0	0	5	0	0	5	5	20
16	福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
17	北九州市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	5	15
18	岡山市	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	13
19	横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
20	名古屋市	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
1	函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	郡山市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
4	岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
4	大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
6	横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
7	高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
7	高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
7	呉市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
10	八戸市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
10	福島市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
10	西宮市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
10	松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
10	下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
10	那覇市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

政務活動費　公開度ランキング （2018年9月公表）

		領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		
順位	議会名	ネット公開15点	原本提出7点	個人名の公開5点	閲覧の請求要3点	ネット公開10点	提出の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	ネット公開10点	作成の義務付け10点	作成5点	ネット公開5点	合計
16	盛岡市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
16	奈良市	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
18	大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
18	高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
20	東大阪市	0	7	0	3	10	10	10	10	0	10	5	0	65
20	尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	5	5	5	65
22	八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
23	旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	55
23	岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
25	豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
26	豊中市	0	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	52
27	青森市	0	2	5	3	0	10	0	10	0	10	5	5	50
27	前橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
27	柏市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	0	50
27	明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
27	高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
32	長崎市	0	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	45
32	宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
34	秋田市	0	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	42
34	長野市	0	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	42
36	金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
37	豊橋市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	0	40
37	倉敷市	0	7	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	40
37	佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	0	5	5	0	40
40	宇都宮市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	10	5	5	37
40	鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	37
42	枚方市	0	7	0	3	0	10	0	0	0	10	5	0	35
43	越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34
43	八王子市	0	7	2	0	0	10	0	0	0	5	5	5	34
43	久留米市	0	7	2	0	0	10	0	5	0	5	5	0	34
46	いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
46	鳥取市	0	7	5	0	0	10	0	0	0	5	5	0	32
48	福山市	15	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	0	31
49	船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
49	松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
51	川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	0	5	5	25
52	姫路市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
53	川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	12
53	和歌山市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12

政務活動費アンケート調査御協力のお願い

２０１８年4月４日

各都道府県議会議長　殿
各政令指定都市議会議長　殿
各中核市議会議長　殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長　新海　聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第２　３０３
TEL.052-953-8052　FAX.052-953-8050
http://www.ombudsman.jp/　info@ombudsman.jp

謹　啓

全国市民オンブズマン連絡会議では，政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については，来る９月１日、２日に新潟市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが，アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上，ご回答につきましては，５月　７　日（月）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はこのワードに入力いただき,メールにて返信（ info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹　白

記

自治体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　FAX 番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
メールアドレス　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成３０年４月１日現在でお答え下さい。　a)、b)・・の各カッコ内に ○ をお付け下さい。

（１）平成３０年度の政務活動費の支給対象と、支給上限額についてお答えください。会派と議員個人にそれぞれに支給している場合はいずれもご記入ください。

a)（　）会派に支給　　議員一人当たり　月　　円、　年＿＿＿＿＿円
b)（　）議員個人に支給　議員一人当たり　月　　円、　年＿＿＿＿＿円
c)（　）その他（個別にお書き下さい）（　　）

（２）平成２９年度の政務活動費の支給上限額は、

a)（　）　平成３０年度の政務活動費の支給上限額と変化なし
b)（　）　平成３０年度の政務活動費の支給上限額と異なり、
平成２９年度は議員一人当たり月（　　）円であった。

（３）領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式（平成３０年度支給分）

a)（　）原本
b)（　）写し
c)（　）非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出
d)（　）その他（　　）

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について（平成２９年度支給分）

a)（　）公開する
b)（　）金額を非公開にして氏名を公開する

c)　（　）非公開
d)　（　）場合によっては公開　（場合をお書きください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
e)　（　）その他（具体的にお書きください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

③領収書は web 上で公開されますか（平成２９年度支給分）
a)　（　）公開されている　（　年　月　日から web 上で公開 ）
b)　（　）公開していないが、平成３０年度支給分以降は公開することが決定している
c)　（　）公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法
a)（　）収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能
閲覧可能時期の規定の文言＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２９年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期　平成３０ 年　月　日から
b)（　）情報公開請求しなければ閲覧は不可能

（４）会計帳簿（会計帳簿とは、支出の内訳表や支出伝票記録簿など、支出の日付、内容、金額などが一覧表になったものを指します）の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について（平成３０年度支給分）
a)（　）提出を義務付けている
（根拠法令を教えてください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　）
b)（　）義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか（平成２９年度支給分）
a)　（　）公開されている　（　年　月　日から web 上で公開）
b)　（　）公開していないが、平成３０年度支給分以降は公開することが決定している
c)　（　）公開していない

（５）活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外で、政務活動の内容がわかるもの）の議会への提出・公表状況と根拠法令（平成３０年度支給分）

①活動報告書の議会への提出について
a)（　）作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
b)（　）作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
c)（　）作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
d)（　）作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管（情報公開の対象外）
e)（　）作成を義務づけていない
a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②活動報告書は web 上で公開されますか（平成２９年度支給分）
a)　（　）公開されている　（　年　月　日から web 上で公開）
b)　（　）公開していないが、平成３０年度支給分以降は公開することが決定している
c)　（　）公開していない

（６）視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（平成３０年度支給分）
a)（　）作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書と一体化した定型書式）
b)（　）作成を義務付け、情報公開請求しなくても市民に公表している（収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付）
c)（　）作成を義務付け、閲覧には情報公開請求が必要
d)（　）作成を義務づけているが、情報公開の対象外で会派保管（非公開）

e)　（　）作成を義務づけていない

a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②視察報告書は web 上で公開されますか（平成２９年度支給分）

a)　（　）公開されている　（　　年　　月　　日から web 上で公開）

b)　（　）公開していないが、平成３０年度支給分以降は公開が決定している

c)　（　）公開していない

（７）平成２９年度政務調査費を議員が使った具体的な使途について、議会公式ホームページへの記載

a)（　）支出総額のみ記載あり（URL を教えてください）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

b)（　）収支報告書と同様の記載あり（URL を教えてください）　＿＿＿＿＿＿＿＿

c)（　）収支報告書と、それ以上の記載あり（URL を教えてください）　＿＿＿＿＿＿

記載項目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

d)（　）記載なし

（８）具体的な政務活動費の使途基準などを定めたマニュアル(手引き、指針等)について

①作成状況　a)（　）作成している

b)（　）作成していない

②上記マニュアルの策定日（最新版のもの）　＿＿＿＿＿＿

③上記マニュアルの情報提供の可否　＿＿＿＿＿＿

④上記マニュアルを作成している場合、ネット公開の有無

a)（　）ネット公開済

b)（　）ネット公開なし

（９）収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

a)（　）認めている

b)（　）認めていない

（１０）個人への政務活動費の支給方法について

a)（　）領収書を事務局が確認したあと、個人に支給する

b)（　）いったん会派に支給し、会派が個人の領収書を確認したあと個人に支給する

c)（　）条例で定められた定額を個人に直接支給する。

（１１）平成２９年度政務活動費の領収書等に関し、CD・DVD 等データでの安価な市民への提供は可能ですか　※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

①（　）可能（提供可能な内容をお書きください＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

②（　）不可能

（１２）その他、特記事項があればお教えください。

（第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ありがとうございました

２０１８年度　政務活動費アンケート調査の結果

全国市民オンブズマン連絡会議

＜トピックス＞

１、執行率の大きな変化

・10%以上減少させた議会は、

奈良県　－12.0%、尼崎市　－11.8%、那覇市　－12.3%

いずれも、公開度ランキングでは、昨年より 30 点ほど点数を上昇させて、領収書のネット公開を行っている議会である。

２、兵庫県と奈良県の執行率の変化について、

不祥事が発覚した直後は毎年１割ずつ減少している。

	2013	2014	2015	2016	2017
兵庫県	87.8%	76.8%	66.4%	65.2%	67%
奈良県	94.3%	92.8%	84.1%	73.9%	61.9%

３、特筆すべき執行率の低い議会

・函館市　　執行率　52.8%　　公開度ランキングは満点の 100 点

ランキングで満点を取っている函館市議会について、読売新聞が報じている。

2017 年９月 23 日　≪函館市会、透明度１００点…政活費公開ランキング≫

■０１年度に不正支出…住民訴訟機に改革

全国市民オンブズマン連絡会議が今月公表した政務活動費の情報公開度ランキングで、調査対象となった１１５議会で唯一、函館市議会が満点の１００点と評価された。 透明性を高めた背景を探ると、不当な支出があるとして住民訴訟を起こされるなどした「負の歴史」に突き当たる。　（中略）

同市議会は０１年に政務調査費として交付が始まった頃から、透明度が高かったわけではない。道南市民オンブズマン（函館市）が情報公開請求をすると、領収書は黒塗りされた非公開の部分が目立ち、英会話教材など私的流用が疑われる事例も見られた。 改善のきっかけとなったのは、同オンブズマンが起こした住民訴訟だった。 ０１年度の政調費に不当な支出があると

して返還を求めて提訴。 裁判中も市議選の立候補者にアンケートを行うなどして姿勢を正させた。 訴訟は、０７年の札幌高裁判決で、調査旅費など１４件約１１６万円が違法な支出と認定された。 差し戻し後の控訴審判決で違法とされた額は約２５万円と縮小されたが、現代表の築田敬子さん（５７）は「その頃から議会の意識が変わっていった」と振り返る。

▼ 市議会事務局によると、 ネットで領収書を公開してからは「この使途は問題ないか」などと相談してくる市議も多く、使い方はより慎重になったという。 ０１年度に１人あたり年間８４万円だった交付額は、行財政改革の流れの中で段階的に減額され、１２年度からは５４万円となった。 にもかかわらず、執行率は、０１年度の９９・２％から１６年度には５９・５％まで下がり、市議全体の年間支出額は約３０００万円から約９６０万円へと、１５年間で３分の１に減った。 金沢浩幸議長は 「すべての資料の公開が普通になっている。迷うものは確認するよう徹底している」とし、佐古一夫前議長も「ネットでの公開がより姿勢を正して使うという意識につながっている」と語る。 一方で、築田さんは「パソコンのリース代など、まだまだ無駄はある」とし、今後も使途などのチェックを怠らない考えだ。

政務活動費アンケート調査の結果について

１　政務活動費の「執行率は、どのように変化しているか？」について、地方自治法改正により政務活動費への名称変更と使途が拡大されて以降、毎年調査している。　４７都道府県、２０政令市、５４中核市に対して調査した。　２０１７年度の政務活動費の交付金額、執行率についてアンケート調査の結果と、２０１７年6月１日現在の第三者機関によるチェックがどの程度実施されているかについて発表する。

２　２０１７年度の執行率の変化

（１）**２０１７年度の政務活動費の執行率の変化**（東京都、熊本市、横須賀市は未集計のため、支出総額、残余総額には含まれていない。中核市が増えているため、総額の比較はできない。）

総額の執行率は、2016 年度の執行率に比べて、都道府県は、0.1％

減、政令市では、0.3%増、中核市は 0.4%減となった。調査した**全体額では、0.1%減**（未集計の東京都、熊本市、横須賀市を含まず）となり、大きな執行率の変化はなかった。

特に、10%以上の減少は、**奈良県　12.0%減、尼崎市　11.8%減　那覇市　12.3%減。**

（2）執行率の減少をどう見るか

富山市が顕著なように、不祥事が発生した自治体では、執行率は減少する傾向は本年も見られる。政務活動費の使途に対する市民の関心が、疑惑や誤解を招く支出を抑制し、執行率の低下をもたらすものと考えられる。兵庫県では、不祥事をきっかけとして政務活動費の条例が改正され（２０１４年１０月１日施行）、２０１６年度からは県議会のホームページで領収証等も公開する改革が実施されている。誰もが容易に政務活動費の支出をチェックできるようになったことにより、疑惑や誤りを招く支出の減少をもたらしたことが、執行率低下の原因であろう。同様の内容は奈良県議会にも適用される。

これに対しては、市民の厳しい目を意識して、本来許される項目に対する政務活動費の支出をも抑止したのであるから、執行率の低下は好ましいことではない、という議員の意見もあるようだ。しかし、正しい支出であるとの確信を持っていれば、当該支出について市民に説明をすることは、議員に限らず、公費を使う者の責任の筈だ。ここの論点は、支出が客観的に正しいかどうかではなく、市民に説明する義務を尽くせるか尽くせないか、なのだ。市民への説明を怠ることが政務活動費を執行しない原因になっているとしても、それはやむをえないと見るほかない。

３　２０１７年度の議員１ 人あたりの政務活動費交付年額

（1）交付額が高額の自治体

500 万円を超えるのは、次の１０ 都道府県議会、5 政令市議会

①都道府県：

大阪府　　708 万円

京都府　　648 万円

神奈川県　636 万円
北海道　636 万円
東京都　600 万円
埼玉県　600 万円
愛知県　600 万円
福岡県　600 万円
静岡県　540 万円
兵庫県　540 万円
都道府県の平均　417 万円

②政令市 ： 横浜市　660 万円
京都市　648 万円
大阪市　615.6 万円
名古屋市　600 万円
川崎市　540 万円
政令市の平均　396.5 万円
（神戸市（456 万円）は、会派専属政務調査員の配置への加算によっては、 500 万円超の可能性あり。）

③中核市： 中核市のうち、１５０万円以上は、以下の８市
川口市　２１６万円
金沢市　１９２万円
富山市　１８０万円
岐阜市　１８０万円
東大阪市　１８０万円
長崎市　１８０万円
鹿児島市　１８０万円
横須賀市　１６６.８万円
福山市　１５６万円
全中核市の平均　１１１，６万円

・２０１７年度の交付額の増減

交付額を増額、または減額した議会はない。

（２）交付額をどうみるか

地方自治法により、政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために支出することが義務付けられる（地方自治法１００条１４項）。ここでの「調査研究」と「その他の活動」との関係については、一般に、「その他の活動についても、議員の調査研究との関連性は必要」である、と解釈されている（『注釈地方自治法〈全訂〉』１６０７頁（斎藤誠執筆）第一法規）。私たちもこのような解釈が妥当と考えている。そうすると、調査研究及びこれに関連する活動にこれほどの費用は必要なのか、というが疑問を感ぜざるをえない。

こうした疑問に拍車をかけるのは、人件費や事務所賃料に対する支出だ。年間で比較的多額の政務活動費を交付する自治体議員の使途を見ると、事務所経費や人件費に多額の政務活動費が充てられていることが目につく。ところが、事務所の賃借や人件費への支出が、どのような調査研究に関連した支出なのか、開示資料からは判断できない場合がほとんどだ。むしろ、事務所賃料や人件費への支出が、調査研究目的ではなく、当選を目的とした活動や、親族企業への支援、あるいは親族を経由した政治資金として使われているのではないか、といった疑惑が毎年のように、日本全国、どこかで発生している。実際に、議員の事務所賃料への政務調査費の支出が、政務調査活動に必要かどうかが争われた裁判で、名古屋高等裁判所は、住民訴訟に参加した議員らに対して、「その提出する膨大かつ詳細な主張と証拠によっても、会派からその所属議員が個別具体的に委託された特定の政務調査活動を遂行するために、実際どの程度の時間にわたり事務所」「を使用しなければならなかったのかといった必要性を個別具体的に主張立証して」いない、として、事務所賃料への政務調査費の支出を全額違法とした（平成２７年１２月２４日。最高裁で確定）。事務所賃料への政務活動費の支出については、住民訴訟での和解協議で、２０１７年度以降は、事務所家賃や人件費の支出について、職員の日報や事務所の記録簿をつけ、情報公開することとした京都市の取り組みなども参考になる。

自分が地域のために活動する上で、政務活動費はいらない、と宣言する議員も登場している。それだけなら問題はない。使途を説明できないから、政務活動費は廃止し、報酬を引き上げよ、という見解が背景にある場合も多い。しかし、それは、本末転倒だ。

政務活動費の金額をどうすべきか、について、少なくともこれを存続させる、という方向で考えるとすれば、調査研究についてのテーマを持つ議員だろうと持たない議員だろうと、一律に一定金額を交付する現行の制度に無理があるのではないだろうか。政務活動費が本来、補助金の性格を有するものである以上、具体的な調査研究テーマを持つものだけが支給を受けることのできる制度への見直しも視野に入れるべきだ。

４　第三者機関によるチェック等

（１）支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設ける自治体は下記の通りである。第三者機関によるチェックがあったため支出率が大きく減少している傾向はないようである。

北海道、茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、大阪府、
兵庫県、奈良県、福岡県、沖縄県、
さいたま市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、
熊本市、
富山市、金沢市、東大阪市、鹿児島市

（２）政務活動費の適正支出と第三者機関の意義

不祥事が発生した場合に、第三者機関を設けて、違法支出をチェックする、ということは多く行われる。ほとんどの議会では、議会事務局の職員が領収証をチェックして、条例適合性を判断しているはずだ。それに比べれば、第三者の目が入ることは、違法支出の対策として好ましい。

しかし、問題は実効性だ。いくら専門家であろうとも、数千枚から数万枚に及ぶ領収証を全てチェックするのは困難だ。 さらに政務活動費に対して市民が持つ根本的な疑問、すなわち、政務活動費が一体、いかなる調査研究と関連し、どのような議会活動に役立ったのか、という点に応えることは、事後審査に第三者委員が関与するという方法では、 ほぼ、無理だ。例えば、

条例で「事務所の賃料」への支出が許されると決められていれば、仮にその事務所が実質的には後援会活動に使われていたとしても、領収証の段階でこれを違法とは判断するのは極めて困難だ。

第三者委員制度を設けるにあたっては、第三者委員が、領収証の事後的なチェックだけに関与するのではなく、例えば、政務活動費の使途について、支出前に支出目的と支出見積を議員に提出させるような制度を設け、見積もり段階での審査に関与するなどの工夫が求められるのではないだろうか。少なくとも、第三者委員によるチェックの存在が、議員の説明責任を免除するようなものとならないよう、制度を設計すべきだ。

５　まとめ

政務活動費の問題は、これを使ってどのような調査研究活動を行い、どのような議会活動に役立てたのかを議員が説明できるか、が本質だ。したがって、政務活動費の支出に対しては、情報を全面的に公開することを前提として、議員自身が政務活動費を用いてどのような成果を上げたかを、わかりやすく市民に説明できるか否かが、制度を評価する際のポイントとなる。

議員の説明という点からみて、都道府県や政令市など、年間数百万もの政務活動費を交付されている自治体の議員が、これを用いてどのような成果を上げたかについて、説得力のある具体的な説明をすることは可能だろうか。成果について説得力のある説明ができない状態のまま、多額の政務活動費の交付を続けることは問題だろう。こうしてみたとき、都道府県や政令市の交付金額は、過大と言わざるをえない。

また、執行率が下がっている自治体については、具体的な議員活動への支障が説明されない以上は、交付額の減額を検討すべきではないだろうか。

（了）

都道府県・政令市・中核市
2016年度政務活動費-2017年度政務活動費執行率調査

	2016年度政務活動費				2017年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率変化	傾向
北海道	641,830,000	576,466,653	65,363,347	89.8%	636,000,000	582,597,848	53,402,152	91.6%	1.8%	↗
青森県	175,770,000	133,902,916	41,867,084	76.2%	171,120,000	134,654,331	36,465,669	78.7%	2.5%	↗
岩手県	178,560,000	143,164,163	35,395,837	80.2%	175,770,000	142,948,166	32,821,834	81.3%	1.1%	↗
宮城県	247,800,000	207,876,856	39,923,144	83.9%	244,300,000	198,134,211	46,165,789	81.1%	-2.8%	↘
秋田県	159,030,000	135,337,683	23,692,317	85.1%	153,730,000	130,391,272	23,338,728	84.8%	-0.3%	－
山形県	162,350,000	132,922,558	29,427,442	81.9%	163,320,000	134,797,594	28,522,406	82.5%	0.7%	－
福島県	208,200,000	196,347,396	11,852,604	94.3%	198,600,000	197,836,479	763,521	99.6%	5.3%	↗
茨城県	224,100,000	190,871,217	33,228,783	85.2%	221,400,000	186,217,480	35,182,520	84.1%	-1.1%	↘
栃木県	179,700,000	142,055,358	37,644,642	79.1%	172,800,000	146,205,884	26,594,116	84.6%	5.6%	↗
群馬県	180,000,000	161,923,611	18,076,389	90.0%	174,900,000	153,658,567	21,241,433	87.9%	-2.1%	↘
埼玉県	553,500,000	515,568,726	37,931,274	93.1%	533,500,000	492,230,812	41,269,188	92.3%	-0.9%	－
千葉県	455,600,000	394,095,166	61,504,834	86.5%	445,400,000	386,577,820	58,822,180	86.8%	0.3%	－
東京都	893,400,000	850,370,883	43,029,117	95.2%		－		#DIV/0!	#DIV/0!	
神奈川県	667,800,390	661,613,559	6,186,831	99.1%	661,440,000	655,995,619	5,444,381	99.2%	0.1%	－
新潟県	201,366,000	167,489,807	33,876,193	83.2%	197,208,000	170,017,688	27,190,312	86.2%	3.0%	↗
富山県	140,400,000	105,876,236	34,523,764	75.4%	144,000,000	122,006,371	21,993,629	84.7%	9.3%	↗
石川県	150,300,000	120,917,281	29,382,719	80.5%	145,800,000	117,986,348	27,813,652	80.9%	0.5%	－
福井県	129,602,131	93,910,831	35,691,300	72.5%	129,601,637	94,673,864	34,927,773	73.0%	0.6%	－
山梨県	119,050,017	108,167,457	10,882,560	90.9%	116,760,000	106,556,951	10,203,049	91.3%	0.4%	－
長野県	201,840,000	191,142,890	10,697,110	94.7%	198,360,000	193,400,639	4,959,361	97.5%	2.8%	↗
岐阜県	182,160,000	145,969,387	36,190,613	80.1%	182,160,000	148,515,786	33,644,214	81.5%	1.4%	↗
静岡県	371,700,000	314,231,108	57,468,892	84.5%	368,100,000	297,999,693	70,100,307	81.0%	-3.6%	↘
愛知県	612,001,727	507,963,598	104,038,129	83.0%	612,000,000	501,634,834	110,365,166	82.0%	-1.0%	↘
三重県	195,840,000	159,699,295	36,140,705	81.5%	152,544,000	137,197,641	15,346,359	89.9%	8.4%	↗
滋賀県	154,801,039	129,138,161	25,662,878	83.4%	153,000,000	133,060,974	19,939,026	87.0%	3.5%	↗
京都府	383,400,000	363,983,882	19,416,118	94.9%	375,300,000	336,496,730	38,803,270	89.7%	-5.3%	↘
大阪府	607,110,000	550,181,254	56,928,746	90.6%	600,900,000	549,589,437	51,310,563	91.5%	0.8%	－
兵庫県	463,500,000	302,342,343	161,157,657	65.2%	466,200,000	312,350,113	153,849,887	67.0%	1.8%	↗
奈良県	156,900,000	115,982,517	40,917,483	73.9%	143,880,000	89,104,591	54,775,409	61.9%	-12.0%	↘
和歌山県	151,200,000	138,704,541	12,495,459	91.7%	147,000,000	139,956,378	7,043,622	95.2%	3.5%	↗
鳥取県	105,000,000	70,914,946	34,085,054	67.5%	104,000,000	72,086,716	31,913,284	69.3%	1.8%	↗
島根県	133,200,020	119,577,552	13,622,468	89.8%	129,900,010	117,545,662	12,354,348	90.5%	0.7%	－
岡山県	227,150,000	165,362,251	61,787,749	72.8%	225,050,000	167,316,460	57,733,540	74.3%	1.5%	↗
広島県	268,800,240	240,374,618	28,425,622	89.4%	268,800,000	243,478,825	25,321,175	90.6%	1.2%	↗
山口県	188,300,000	173,397,371	14,902,629	92.1%	185,500,000	172,284,511	13,215,489	92.9%	0.8%	－
徳島県	89,400,367	55,594,214	33,806,153	62.2%	88,800,294	57,408,106	31,392,188	64.6%	2.5%	↗
香川県	147,600,000	138,161,328	9,438,672	93.6%	144,600,000	133,922,900	10,677,100	92.6%	-1.0%	↘
愛媛県	176,550,000	160,326,365	16,223,635	90.8%	175,230,000	159,707,922	15,522,078	91.1%	0.3%	－
高知県	124,320,000	108,123,924	16,196,076	87.0%	124,320,000	108,940,296	15,379,704	87.6%	0.7%	－
福岡県	516,000,000	479,369,048	36,630,952	92.9%	515,000,000	477,924,820	37,075,180	92.8%	-0.1%	－
佐賀県	129,600,000	112,685,157	16,914,843	86.9%	129,600,000	110,640,607	18,959,393	85.4%	-1.6%	↘
長崎県	162,000,000	130,817,710	31,182,290	80.8%	161,700,000	129,666,856	32,033,144	80.2%	-0.6%	－
熊本県	169,200,000	162,909,164	6,290,836	96.3%	167,700,000	159,409,788	8,290,212	95.1%	-1.2%	↘
大分県	154,928,453	116,128,584	38,799,869	75.0%	151,223,419	119,729,964	31,493,455	79.2%	4.2%	↗
宮崎県	140,100,000	121,054,027	19,045,973	86.4%	136,200,000	118,372,606	17,827,394	86.9%	0.5%	－
鹿児島県	183,600,753	178,126,513	5,474,240	97.0%	181,800,000	176,681,194	5,118,806	97.2%	0.2%	－
沖縄県	143,000,000	131,063,162	11,936,838	91.7%	140,750,000	133,111,950	7,638,050	94.6%	2.9%	↗
合計	12,165,694,053	10,580,336,183	1,585,357,870	87.0%	11,115,267,360	9,651,023,304	1,464,244,056	86.8%	-0.1%	－

札幌市	321,600,000	290,825,546	30,774,454	90.4%	321,600,000	296,262,452	25,337,548	92.1%	1.7%	↗
仙台市	231,000,446	178,976,281	52,024,165	77.5%	225,400,229	155,377,700	70,022,529	68.9%	-8.5%	↘
さいたま市	236,640,666	204,956,049	31,684,617	86.6%	235,240,000	215,966,692	19,273,308	91.8%	5.2%	↗
千葉市	173,596,565	124,127,875	49,468,690	71.5%	171,678,000	125,824,893	45,853,107	73.3%	1.8%	↗
横浜市	567,050,000	564,730,085	2,319,915	99.6%	567,050,000	563,049,361	4,000,639	99.3%	-0.3%	－
川崎市	316,800,000	303,224,720	13,575,280	95.7%	311,400,000	298,602,689	12,797,311	95.9%	0.2%	－
相模原市	55,100,000	46,906,944	8,193,056	85.1%	54,200,000	44,366,235	9,833,765	81.9%	-3.3%	↘
新潟市	90,270,000	78,459,354	11,810,646	86.9%	90,360,000	78,199,704	12,160,296	86.5%	-0.4%	－
静岡市	141,000,183	107,377,805	33,622,378	76.2%	144,000,000	96,930,817	47,069,183	67.3%	-8.8%	↘
浜松市	82,800,297	74,369,782	8,430,515	89.8%	82,800,000	79,360,956	3,439,044	95.8%	6.0%	↗
名古屋市	449,000,552	345,742,575	103,257,977	77.0%	447,000,682	343,813,918	103,186,764	76.9%	-0.1%	－
京都市	429,540,000	358,961,888	70,578,112	83.6%	429,120,000	364,239,749	64,880,251	84.9%	1.3%	↗
大阪市	529,416,000	494,516,953	34,899,047	93.4%	528,903,000	505,920,476	22,982,524	95.7%	2.2%	↗
堺市	166,500,000	136,275,555	30,224,445	81.8%	167,100,000	136,663,606	30,436,394	81.8%	-0.1%	－
神戸市	346,800,258	311,092,175	35,708,083	89.7%	344,220,339	308,699,975	35,520,364	89.7%	0.0%	－
岡山市	72,900,310	66,660,717	6,239,593	91.4%	73,575,000	66,449,405	7,125,595	90.3%	-1.1%	↘
広島市	221,681,829	182,978,301	38,703,528	82.5%	221,465,697	190,840,087	30,625,610	86.2%	3.6%	↗
北九州市	253,850,000	210,217,115	43,632,885	82.8%	239,400,000	187,669,359	51,730,641	78.4%	-4.4%	↘
福岡市	258,241,132	198,650,061	59,591,071	76.9%	255,730,000	199,404,554	56,325,446	78.0%	1.1%	↗
熊本市	115,200,000	94,585,937	20,614,063	82.1%		－		#DIV/0!	#DIV/0!	
合計	5,058,988,238	4,373,635,718	685,352,520	86.5%	4,910,242,947	4,257,642,628	652,600,319	86.7%	0.3%	－

都道府県・政令市・中核市
2016年度政務活動費-2017年度政務活動費執行率調査

	2016年度政務活動費				2017年度政務活動費					
議会名	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率変化	傾向
函館市	16,200,000	9,643,874	6,556,126	59.5%	16,200,000	8,556,890	7,643,110	52.8%	-6.7%	↘
旭川市	32,640,158	26,435,657	6,204,501	81.0%	32,640,000	24,619,759	8,020,241	75.4%	-5.6%	↘
青森市	37,350,000	32,777,911	4,572,089	87.8%	37,800,000	33,722,859	4,077,141	89.2%	1.5%	↗
八戸市	29,920,000	29,208,755	711,245	97.6%	30,160,000	30,089,848	70,152	99.8%	2.1%	↗
盛岡市	22,800,000	16,156,999	6,643,001	70.9%	22,800,000	16,938,858	5,861,142	74.3%	3.4%	↗
秋田市	46,800,193	41,572,116	5,228,077	88.8%	46,800,122	43,323,289	3,476,833	92.6%	3.7%	↗
福島市	40,800,000	36,160,849	4,639,151	88.6%	41,500,095	33,944,120	7,555,975	81.8%	-6.8%	↘
郡山市	45,300,000	36,047,806	9,252,194	79.6%	45,400,000	36,553,849	8,846,151	80.5%	0.9%	－
いわき市	47,520,000	36,898,189	10,621,811	77.6%	48,840,000	40,661,113	8,178,887	83.3%	5.6%	↗
宇都宮市	53,900,200	43,696,118	10,204,082	81.1%	52,800,176	38,403,060	14,397,116	72.7%	-8.3%	↘
前橋市	45,600,398	37,825,947	7,774,451	83.0%	45,600,000	39,392,950	6,207,050	86.4%	3.4%	↗
高崎市	38,000,000	25,367,273	12,632,727	66.8%	38,000,000	29,053,514	8,946,486	76.5%	9.7%	↗
川越市	29,960,064	21,860,460	8,099,604	73.0%	30,240,000	24,887,033	5,352,967	82.3%	9.3%	↗
川口市		－			90,720,000	78,709,929	12,010,071	86.8%		
越谷市	30,720,000	25,572,371	5,147,629	83.2%	30,160,000	24,527,416	5,632,584	81.3%	-1.9%	↘
船橋市	47,520,000	38,354,277	9,165,723	80.7%	47,760,000	39,036,782	8,723,218	81.7%	1.0%	↗
柏市	33,120,000	23,698,641	9,421,359	71.6%	33,120,000	23,149,759	9,970,241	69.9%	-1.7%	↘
八王子市	28,800,072	26,510,440	2,289,632	92.0%	26,940,000	24,498,348	2,441,652	90.9%	-1.1%	↘
横須賀市	66,720,000	62,707,956	4,012,044	94.0%		－				
富山市	55,650,000	34,709,594	20,940,406	62.4%	50,098,820	32,241,834	17,856,986	64.4%	2.0%	↗
金沢市	72,960,267	66,315,964	6,644,303	90.9%	72,960,000	63,911,147	9,048,853	87.6%	-3.3%	↘
長野市	39,780,122	31,399,223	8,380,899	78.9%	38,165,000	30,257,043	7,907,957	79.3%	0.3%	－
岐阜市	67,500,000	42,568,950	24,931,050	63.1%	67,050,000	40,507,582	26,542,418	60.4%	-2.7%	↘
豊橋市	36,720,000	35,611,809	1,108,191	97.0%	36,720,000	34,644,874	2,075,126	94.3%	-2.6%	↘
岡崎市	21,500,000	16,394,932	5,105,068	76.3%	22,200,000	17,578,710	4,621,290	79.2%	2.9%	↗
豊田市	23,713,218	22,623,738	1,089,480	95.4%	23,320,000	23,240,905	79,095	99.7%	4.3%	↗
大津市	31,920,000	25,214,675	6,705,325	79.0%	31,920,000	24,933,762	6,986,238	78.1%	-0.9%	－
豊中市	30,240,081	26,542,569	3,697,512	87.8%	30,240,084	25,543,991	4,696,093	84.5%	-3.3%	↘
高槻市	28,560,018	19,356,116	9,203,902	67.8%	28,560,000	19,764,362	8,795,638	69.2%	1.4%	↗
枚方市	25,200,000	20,534,030	4,665,970	81.5%	25,200,000	20,271,579	4,928,421	80.4%	-1.0%	↘
八尾市					20,300,000	8,523,690	11,776,310	42.0%		－
東大阪市	50,100,000	32,725,982	17,374,018	65.3%	48,000,000	33,118,521	14,881,479	69.0%	3.7%	↗
姫路市	46,665,080	35,281,924	11,383,156	75.6%	45,135,000	38,055,598	7,079,402	84.3%	8.7%	↗
尼崎市	48,000,153	40,612,321	7,387,832	84.6%	42,000,000	30,583,835	11,416,165	72.8%	-11.8%	↘
西宮市	48,000,153	34,606,064	13,394,089	72.1%	51,240,000	39,575,005	11,664,995	77.2%	5.1%	↗
明石市					28,080,062	20,941,822	7,138,240	74.6%		
奈良市	31,920,027	24,226,755	7,693,272	75.9%	32,480,000	22,632,715	9,847,285	69.7%	-6.2%	↘
和歌山市	45,600,000	33,452,894	12,147,106	73.4%	45,600,000	37,043,847	8,556,153	81.2%	7.9%	↗
鳥取市	11,520,000	9,479,955	2,040,045	82.3%	11,520,000	9,147,371	2,372,629	79.4%	-2.9%	↘
松江市					14,960,000	12,038,840	2,921,160	80.5%		－
倉敷市	65,620,280	50,277,502	15,342,778	76.6%	65,520,184	57,087,037	8,433,147	87.1%	10.5%	↗
呉市	19,250,000	15,097,873	4,152,127	78.4%	19,200,000	13,241,004	5,958,996	69.0%	-9.5%	↘
福山市	62,400,000	49,881,717	12,518,283	79.9%	62,400,000	47,136,153	15,263,847	75.5%	-4.4%	↘
下関市	20,200,000	15,790,972	4,409,028	78.2%	20,400,000	16,655,083	3,744,917	81.6%	3.5%	↗
高松市	48,000,000	37,363,844	10,636,156	77.8%	48,000,000	39,263,400	8,736,600	81.8%	4.0%	↗
松山市	52,632,116	45,526,953	7,105,163	86.5%	51,000,000	42,493,647	8,506,353	83.3%	-3.2%	↘
高知市	48,000,000	37,363,844	10,636,156	77.8%	40,800,044	33,612,615	7,187,429	82.4%	4.5%	↗
久留米市	22,800,000	19,010,190	3,789,810	83.4%	22,800,000	17,133,538	5,666,462	75.1%	-8.2%	↘
長崎市	72,000,000	43,725,571	28,274,429	60.7%	70,950,000	37,599,810	33,350,190	53.0%	-7.7%	↘
佐世保市	19,200,000	16,536,679	2,663,321	86.1%	19,200,000	16,354,149	2,845,851	85.2%	-1.0%	↘
大分市	52,800,000	38,053,739	14,746,261	72.1%	52,800,000	43,008,154	9,791,846	81.5%	9.4%	↗
宮崎市	37,360,000	28,205,797	9,154,203	75.5%	37,600,000	27,467,892	10,132,108	73.1%	-2.4%	↘
鹿児島市	101,168,942	92,559,367	8,609,575	91.5%	101,288,160	93,722,525	7,565,635	92.5%	1.0%	↗
那覇市	38,340,000	31,764,984	6,575,016	82.9%	41,400,000	29,197,120	12,202,880	70.5%	-12.3%	↘
合計	2,068,991,542	1,643,312,166	425,679,376	79.4%	2,136,587,747	1,688,598,536	447,989,211	79.0%	-0.4%	－

	2016年度政務活動費				2017年度政務活動費				
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	執行率変化
都道府県	12,165,694,053	10,580,336,183	1,585,357,870	87.0%	11,115,267,360	9,651,023,304	1,464,244,056	86.8%	-0.1%
政令市	5,058,988,238	4,373,635,718	685,352,520	86.5%	4,910,242,947	4,257,642,628	652,600,319	86.7%	0.3%
中核市	2,068,991,542	1,643,312,166	425,679,376	79.4%	2,136,587,747	1,688,598,536	447,989,211	79.0%	-0.4%
合計	19,293,673,833	16,597,284,067	2,696,389,766	86.0%	18,162,098,054	15,597,264,468	2,564,833,586	85.9%	-0.1%

東京都、 熊本市、 横須賀市は、 2018年 8月13日現在 支出、残高未確定。

※収入総額＝収支報告書に記載されている数字（支給額＋利息）
支出総額＝収支報告書に記載されている数字―議員が負担した額
残余総額＝収入総額-支出総額
※傾向 2016年度に比べて2017年度の執行率が1%以上増加は ↗ 、-1%～1%は － 、1%以上減少は ↘ にした。